

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、株主をはじめ、様々なステークホルダーとの協働を確保し、適切に業務を運営することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題の一つとらえ、強化・充実に努めております。

当行は、適正なコーポレート・ガバナンスの実現に向け、その基本的な考え方と枠組みを定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、公表しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針 <http://www.shikokubank.co.jp/profile/governance/>)

また、当行は下記のとおり、経営理念を定めております。

- ・企業使命
地域の金融ニーズに応え、社会の発展に貢献します。
- ・経営方針
企業倫理に徹し、健全な経営を行います。
- ・行動規範
お客さまを大切にし、社会的責任を持った行動をします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

なお、全ての原則について、2018年6月の改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】政策保有株式

(1)政策保有株式に関する方針

当行は、取引先企業との安定的・長期的な取引関係の維持、あるいは事業上の協力関係の強化等の観点から、当該企業及び当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合において、当該企業の株式等を取得し保有しております。

また、上記に基づき保有する上場株式のうち、主要なものについては、保有の経済合理性や投資先企業との関係性の維持・強化に伴う総合的な保有効果等を検証し、取締役会へ報告しております。

(2)議決権行使基準

当行は、当行と投資先企業双方の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか否かを基準に、議決権を行使しております。

【原則1-7】関係当事者間の取引

当行は、株主の利益を保護するため、取締役会決議に基づき制定した四国銀行行動憲章等に則り、取締役、従業員等による当行及び株主共同の利益に反する取引の防止に努めております。

また、取締役や主要株主等との取引について、重要な取引または通例的でない取引は、取締役会による承認を得ることとしております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)経営理念及び経営計画

・経営理念

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しており、また詳細につきましては当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(経営理念 <http://www.shikokubank.co.jp/profile/rinen.html>)

・経営計画

当行は、中期経営計画を策定し、公表しております。

詳細につきましては当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(中期経営計画 <http://www.shikokubank.co.jp/profile/chuki.html>)

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)役付取締役及び取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等は、当行の持続的な成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、譲渡制限付株式報酬を含む体系としております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協

議を経て、取締役会において決定しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 役付取締役の選定及び取締役候補者の選任を行うにあたっての方針と手続

社内取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、当行の更なる発展に向け、経営を的確、公正かつ効率的に遂行するに必要な知見及び経験を有し、十分な社会的信用を兼ね備える者を選任しております。

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、経営への助言と監督機能を発揮するに必要な知見及び経験を有し、十分な社会的信用を兼ね備える者とし、東京証券取引所が規定する独立性基準のほか、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」に基づき、当行からの独立性を重視して選任しております。

また、役付取締役の選定及び取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者の選任につきましては、ガバナンス委員会での協議を経て、取締役会において決定しております。

監査等委員である社内取締役候補者は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するに必要な知見及び経験を有し、十分な社会的信用を兼ね備える者を選任しております。

監査等委員である社外取締役候補者は、経営の健全性確保への貢献に必要な知見及び経験を有し、十分な社会的信用を兼ね備える者とし、東京証券取引所が規定する独立性基準のほか、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」に基づき、当行からの独立性を重視して選任しております。

また、監査等委員候補者の選任につきましては、ガバナンス委員会での協議を経たのち、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会において決定しております。

(5) 取締役候補者の個々の選任理由

株主総会へ選任議案を上程する際の、「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しております。「株主総会招集ご通知」につきましては、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

また、代表取締役の選定につきましては、社内取締役の中から当行の代表者として最も適した人物を取締役に決定しております。

[補充原則4-1-1] 経営陣に対する委任の範囲の明確化

取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令及び当行の規程に従い、取締役会において決定すべきとされる事項を除く業務執行について、その意思決定を取締役に委任しております。

[原則4-8] 独立社外取締役の有効な活用

取締役会は、多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成とするとともに、取締役の業務執行に対する監督機能の強化及び外部の視座を経営に活かすため、現在、独立性のある社外取締役を5名配置しております。

[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の付属資料に掲載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4-11-1] 取締役会の構成に関する考え方

取締役会は、多様な知見、専門性を備えたバランスの取れた構成とし、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持することとしております。

取締役会は、株主の権利及び利益に十分配慮した規律を確保するとともに、取締役の業務執行に対する監督機能の強化及び外部の視座を経営に活かすため、独立性のある社外取締役を複数人置くこととしております。

[補充原則4-11-2] 取締役の他の上場会社の兼任状況

取締役の他の上場会社における役員の兼任はありません。

[補充原則4-11-3] 取締役会の実効性の分析・評価

取締役会は、その機能の向上を図るため、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。

平成30年6月開催の取締役会において、平成29年度の取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その分析・評価を審議いたしました。この中で、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認するとともに、取締役会における議論のさらなる活性化に向け、下記の課題を共有し改善に取り組むこととしました。

- ・重要な経営課題と重要施策の進捗状況の共有化を目的として、社外取締役の参加可能な重要会議を増やし、意見交換の機会を増加させる。
- ・取締役会への付議・報告事項を見直すことで、経営上の重要なテーマや中長期的な課題について、情報共有や議論する機会の増加を図る。
- ・社外取締役への金融行政に関する情報提供の充実を図る。
- ・社外取締役の情報収集、課題認識の一環として、営業店訪問の機会を増加させる。

[補充原則4-14-2] 取締役のトレーニング方針

当行は、取締役が重要な統治機関の一翼として期待される役割や責務を適切に果たすため、就任の際、また、就任後も継続的に、必要な知識を習得できるよう、トレーニングの機会を提供しております。

[原則5-1] 株主との建設的な対話に関する方針

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、当行が相当と認める範囲及び方法により、株主との建設的な対話の促進に努めております。

株主との建設的な対話につきましては、株主の希望や面談の主な関心事項も踏まえたうえで、総務部と関連部署が連携して対応し、総務部担当取締役が統括しております。

当行は、株主総会の適切な運営や、ディスクロージャー誌、ホームページ等における当行事業に関する情報の提供等を通じ、株主との対話の充実に努めており、株主との建設的な対話を通じて把握した意見等を取締役等へ報告することで、企業価値の向上に役立てております。

なお、株主との対話にあたっては、未公表の重要な内部情報が外部に漏洩することを防ぐため、行内規程に基づき情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,294,800	10.02
明治安田生命保険相互会社	1,815,326	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	1,185,700	2.76
日亜化学工業株式会社	988,700	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	923,100	2.15
四国銀行従業員持株会	887,432	2.07
日本生命保険相互会社	771,063	1.79
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	756,600	1.76
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	685,800	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	682,700	1.59

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎嘉則	他の会社の出身者								△			
田中章夫	公認会計士											
川添博	弁護士											
濱田正博	他の会社の出身者								△		△	
稲田知江子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎嘉則		○	当行との間には、通常の預金取引があります。また、過去に取締役執行役副社長を務めた明治安田生命保険相互会社は、当行の株式を保有し、当行と同社の間には預金等の取引や借入金があり、同社保険商品の取扱いも行っております。いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資者への判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。また、経営者や特定の株主等から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立性基準も満たしており、一般株主保護の観点から、独立役員として届け出ております。

田中章夫	○	○	当行との間には、通常の預金取引があります。取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役を選任しております。また、経営者や特定の株主等から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立性基準も満たしており、一般株主保護の観点から、独立役員として届け出ております。
川添博	○	○	当行との間には、通常の預金取引があります。取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	弁護士として高度な専門知識を有していることから、社外取締役に選任しております。また、経営者や特定の株主等から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立性基準も満たしており、一般株主保護の観点から、独立役員として届け出ております。
濱田正博	○	○	当行との間には、通常の預金取引があります。また、過去に理事長を務めた公益財団法人高知県文化財団と当行の間には通常の預金等の取引があります。出身元である高知県とは、指定金融機関として、預金・貸出金や地方債の引受等の取引があります。経常的ではありませんが、地域に資することを目的に寄付を行うこともあります。いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。また、経営者や特定の株主等から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立性基準も満たしており、一般株主保護の観点から、独立役員として届け出ております。
稲田知江子	○	○	当行との間には、通常の預金取引及び融資取引があります。融資取引は、住宅購入資金であり、取引条件、取引条件の決定方針等については、一般の取引先と同様であります。取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	弁護士として高度な専門知識を有していることから、社外取締役に選任しております。また、経営者や特定の株主等から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立性基準も満たしており、一般株主保護の観点から、独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任者を1名配置しております。
監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴し、当該使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当行は、会計監査人として新日本有限責任監査法人(平成30年7月1日からEY新日本有限責任監査法人に名称を変更)を選任しております。また、内部監査部門として監査部を置き、営業店、本部及びグループ会社の内部監査を実施しております。
常勤監査等委員は、実効性のある監査を実施するため、会計監査人の営業店臨店に立ち会うなど積極的な情報収集や意見交換を行い、また、内部統制システムを活用した組織的な監査を実施するため、内部監査部門である監査部から毎月監査結果報告を受けるほか、内部管理態勢の状況及び結果について適宜報告を求めるなど緊密な連携を図っております。
監査等委員である社外取締役は、定期的の実施される三様監査会議の場において、会計監査人や内部監査部門との連携を深めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	ガバナンス委員	7	0	2	5	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	ガバナンス委員	7	0	2	5	0	0	社外取 締役

補足説明

コーポレート・ガバナンスの向上のため、任意の委員会として、代表取締役及び社外取締役の全員で構成するガバナンス委員会を設置しております。同委員会では、取締役会の諮問機関として、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等、その他コーポレート・ガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行います。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の基準を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当行は、平成30年6月26日開催の第204期定時株主総会において、当行の持続的な成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という。）を導入することを決議しております。

本制度は、譲渡制限付株式を付与するための報酬として金銭報酬債権を支給する、株式報酬型の役員報酬制度です。その具体的な支給額は、株主総会において決議された年額の範囲内で役位及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定します。

なお、本制度の導入により、従来の株式報酬型ストック・オプションとしての報酬については、平成30年度以降、新規の割当ては行わないことといたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、譲渡制限付株式報酬を含む体系としております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、取締役会において決定しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務遂行をサポートするため、取締役会開催前の資料の事前配布や社外取締役からの質問に対する説明体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
青木章泰	株式会社四国銀行 常勤相談役	高知商工会議所会頭等社外活動に従事 (経営上の意思決定には非関与)	常勤で社外活動に従事・報酬有	2015/03/31	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

・当行では、地域発展や当行の企業価値向上のため、財界活動や公益的職務等の社外活動に従事する目的で代表取締役経験者を相談役とする場合があります。相談役の任期は2年としておりますが、必要に応じて、更新する場合があります。
・報酬は月例報酬のみとし、月額240千円から900千円の範囲で、その職務に見合った報酬を支給することとしております。また、勤務実態に合わせ、社外活動のために必要な時は、執務室・公用車を使用できる体制をとっております。
・相談役の選任(再任を含む)・解任、報酬等については、代表取締役及び社外取締役の全員で構成するガバナンス委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定しております。
・相談役は、当行の取締役会その他の会議体への出席はなく、経営陣による報告等も実施しておりません。相談役は当行の経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、ガバナンス上の問題はないと考えております。
・上記の「社長等退任日」は取締役会長の退任日を記載しております。代表取締役には2002年6月から2010年6月まで就任しておりました。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当行は、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)|に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性の向上を図るため、平成30年6月26日開催の第204期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、その過半数が社外取締役である監査等委員で構成される監査等委員会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めてまいります。

会社の機関の概要

(取締役会)

取締役会は、平成30年6月27日現在、取締役(監査等委員であるものを除く。)|7名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)で構成されております。原則として月1回開催され、法令又は定款で定められた事項や経営方針・経営戦略に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督いたします。

当行の取締役(監査等委員であるものを除く。)|は15名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないとする旨を定款で定めております。

(常務会)

常務会は、迅速な意思決定のために設置され、平成30年6月27日現在、取締役頭取、専務取締役、常務取締役4名の役付取締役で構成されております。原則として月2回開催され、取締役会で定めた基本方針や常務会規程に基づき、経営全般の重要事項等を審議・決定いたします。なお、常務会には監査等委員である取締役及び社外取締役が出席し、意見交換が可能な体制としております。

(執行役員)

経営の効率化や組織の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。また、執行役員の上位職として常務執行役員を置き、取締役の業務執行機能の補完・強化を図ります。

(監査等委員会)

監査等委員会は、平成30年6月27日現在、監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)で構成されております。

原則として月1回開催され、法令、定款、監査等委員会規程等に従い、取締役会とともに、監督機能を担い、かつ、取締役の職務執行を監査いたします。

(ガバナンス委員会)

コーポレート・ガバナンスの向上のため、代表取締役及び社外取締役の全員で構成するガバナンス委員会を設置しております。同委員会の概要

等につきましては、「1. 機関構成・組織運営等に係る事項(4) 任意の委員会」に記載しております。

各種委員会の概要

(ALM委員会)

資産・負債に係る収益とリスクの統合的な管理を行い、安定的な収益の確保を図ることを目的としてALM委員会を設置しております。

ALM委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、収益管理に関する事項、金利運営に関する事項及びリスク資本配賦運営等に関する事項について審議を行い、審議結果につきましては、取締役会へ報告する体制としております。

(リスク管理委員会)

業務全てにわたる法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理に関する状況を把握した上で、適切な内部管理態勢の整備・確立を図ることを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、法令等遵守、顧客保護管理及び各種リスク管理についての実効性評価等について審議を行い、審議結果につきましては、取締役会へ報告する体制としております。

(業務運営委員会)

各業務部門の運営状況を管理し、収益性の向上と経営基盤の確立に資することを目的として業務運営委員会を設置しております。

業務運営委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、営業推進に関する事項や営業店の業績に関する事項について審議を行い、審議の結果につきましては、取締役会へ報告する体制としております。

会社法第427条第1項に規定する責任限定契約の内容の概要

当行は、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)7名との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、経営への監督機能の客観性・中立性を確保するため、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、ガバナンス強化を図り、常に企業経営を監督しております。また、監査等委員である取締役全員が取締役会に出席し、積極的かつ中立的、客観的な意見陳述を行っております。従って、経営監督の面においては十分に機能する企業統治体制が整備されているものと判断し、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月26日開催の第204期定時株主総会招集ご通知につきましては、株主の権利が実質的に確保されるよう、法定期日の5営業日前の6月4日に発送しました
集中日を回避した株主総会の設定	第204期定時株主総会につきましては、株主総会が最も集中すると想定される日を選び、平成30年6月26日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	株主サービス向上の一環として平成28年6月から導入し、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主サービス向上の一環として平成28年6月から導入し、インターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	平成30年6月26日開催の第204期定時株主総会招集ご通知を5月31日に株式会社東京証券取引所及び当行のホームページに掲載しました。また、第202期定時株主総会からスクリーンを活用した事業報告のビジュアルな説明を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページに決算短信やディスクロージャー誌、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部がIRに関する業務を所轄しております。	
その他	地方公共団体等への決算説明会を実施する他、お客さま懇話会等を通じて情報発信に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業使命や行動規範等において、各ステークホルダー(地域、お客さま、株主さま、従業員)に対する基本姿勢を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、「かけがえのない環境を未来に引き継ぐ」との環境方針のもと、継続して環境保全活動に取り組んでおり、今後もCSRを重視した経営を念頭に、地域の方々や行政、NPO等とのコミュニケーションを深め、地域の一員として環境保全活動にさらに積極的に取り組んでまいります。 また、社会貢献活動の一環として、小学生を対象に「お金のセミナー」や、高校生を対象に「エコノミクス甲子園」高知大会を開催する等、幅広い教育活動を行うことで将来の地域社会を担う「人財」の育成をお手伝いしております。 上記の詳細につきましては、当行ホームページに「環境保全活動」「社会貢献活動」として掲載しておりますので、ご参照下さい。

その他

ディスクロージャー誌、ホームページ等により、適時・適切な情報の提供に努めております。

(女性の活躍に向けた主な取組みについて)

当行では、中期経営計画の戦略目標である「ヒトと意識をダイナミックに進化させる」の実現に向けて、多様な人材の育成・活用の一環である女性の活躍機会拡大を推進しております。

具体的な取組みとして、女性行員の行外トレーニー派遣を実施し、当行が今後対応を強化すべき業務の人財育成を実施しております。また、経営戦略や営業店支援を強化するため、女性の視点による企画充実や営業店で培った経験を当行全体に波及させることを目的に女性行員の本部への配置を拡大しております。

女性活躍推進法においては、平成33年3月末までに「監督職以上に占める女性割合を20%以上にする」という行動計画のもと、女性の監督職層以上への登用者数の拡大や、「女性の活躍機会の拡大」を目的に渉外・融資係への登用を進めております。なお、役員や監督職等への女性の登用に関する現状につきましては、当行ホームページに公表しております「女性の活躍推進」に掲載しておりますのでご参照下さい。

また、平成26年10月に発足した「女性活躍推進委員会 Cheer!」では、「女性がチャレンジ・活躍できる場を広げ、意欲ややりがいを持って働ける組織風土をつくるとともに、女性の視点を活かした商品開発や営業体制の構築により、一層の顧客サービス向上につなげる」ことを目的に活動を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□ 基本的な考え方

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
- (2)コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会に報告する。
- (3)法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
- (4)反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理(廃棄を含む。)を行う。
- (2)保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。
- (2)統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
- (3)リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- (4)リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- (5)災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- (2)経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- (3)業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを守るほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
- (4)日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
- (2)グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
- (3)当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と対応策について審議する。
- (4)当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
- (5)当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
- (6)グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
- (7)当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- (1)監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
- (2)前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。
- (2)前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。

8. 当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。
- (2)当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会への要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
- (3)当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)並びに使用人が、当該相談・

通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
- (3) 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
- (4) 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
- (5) 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
- (6) 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

□整備状況

内部統制システムの運用状況の概要(平成30年3月期)

1. 取締役の職務執行

- (1) 定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- (2) 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

2. コンプライアンス体制

- (1) コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会へ報告しております。
- (2) コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報体制の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

3. リスク管理体制

- (1) リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。
- (2) 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会で審議のうえ、取締役会へ報告しております。

4. グループ会社の管理体制

- (1) グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を常務会等へ報告しております。
- (2) グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会へ4回報告しております。

5. 監査役の職務執行

- (1) 監査役は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- (2) 代表取締役との間で3回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門と3回の会合を開催し、情報交換や意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては常に毅然とした態度で臨み、決して妥協しないことを基本姿勢としております。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除及び同勢力による被害を防止する観点から、反社会的勢力への対応規定を制定し、行内体制を整備しております。

組織的には、反社会的勢力への対応部署を定め、情報の収集、分析、一元管理をするとともに、対応マニュアルの整備、研修の実施、営業店支援、外部専門機関との連携等を行う体制としております。

また、不当要求に対しては民事と刑事の両面からの法的対抗手段を講じるとともに、対応部署を経由して担当取締役に報告し組織一体として対応する体制としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

☐ 適時開示体制の概要

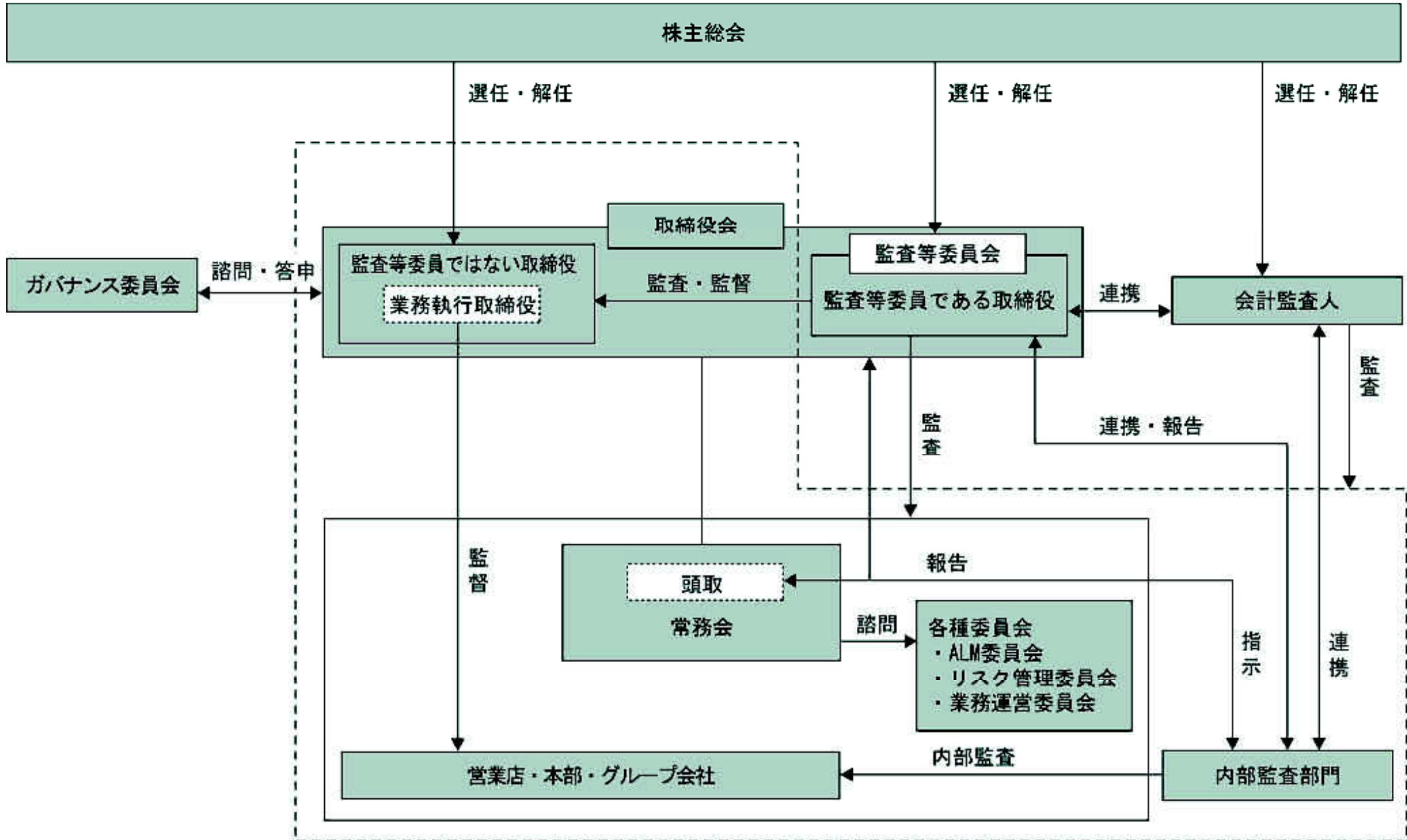
当行では、東京証券取引所の有価証券上場規程及び金融商品取引法その他の関連諸法令等に基づき「適時開示規定」を制定し、重要な会社情報を適切に管理するとともに、適時適切な情報開示に取り組んでおります。

重要な会社情報の管理のため、会社情報責任部（開示担当部署）と会社情報責任者を設置しております。

会社情報責任部を総合企画部、会社情報責任者を各適時開示項目の所管部の部長とし、会社情報責任者は、開示項目に係る事象を認識した時点で直ちに会社情報責任部へ報告を行うこととしております。

会社情報責任部では開示の要否について検証を行い、情報取扱責任者経由で、発生事実に関する情報については取締役頭取へ報告・付議し、また、決定事実及び決算に関する情報については取締役会等にて審議のうえ、速やかに情報開示を行うこととしております。

また、監査部による内部監査において重要な会社情報の適時開示に係る態勢の有効性・適切性の検証を行っております。



適時開示体制の概要（模式図）

